

## 板橋区認知症高齢者グループホーム第三者評価受審費補助金交付要綱

(平成16年11月5日区長決定)

(平成19年7月20日 改正)

(平成21年6月24日 改正)

(平成25年3月11日 改正)

(平成26年7月 1日 改正)

(令和 3年4月 1日 改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法の認知症対応型共同生活介護を行う事業所（以下「認知症高齢者グループホーム」という。）が福祉サービス第三者評価を受審し、改善取組を行うために必要な経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、認知症高齢者グループホームが、東京都福祉サービス評価推進機構が認証する評価機関（以下単に「評価機関」という。）から福祉サービス第三者評価を受審し、公表する事業とする。

### (交付対象者)

第3条 交付対象者は、板橋区内で認知症高齢者グループホームを運営している法人とする。ただし、申請日現在、法人住民税を滞納していないこと。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち評価機関に支払う経費とする。

### (補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、評価機関から福祉サービス第三者評価を受審した場合は、補助対象経費の実支出額とし、60万円を上限とし、年度内1回とする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、交付申請書（様式第1号）により、区長に申請する。

### (交付決定)

第7条 区長は、補助金の交付について決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

### (承認事項)

第8条 申請者は、第6条による申請後、その内容を変更しようとする場合には、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

### (決定の取消)

第9条 区長は、前条の変更の申請があったとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付すべき補助金の額を確定した後においても同様とする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(状況報告)

第10条 区長は、必要に応じて補助事業の進捗状況の報告をさせることができる。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第3号)を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の実績報告及び必要に応じて行う調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。

(交付時期)

第13条 この補助金は、補助事業の完了を確認した後に補助金交付額を交付する。

(交付請求)

第14条 申請者は、交付決定に係る補助金を請求するときは、請求書(様式第5号)を区長に提出しなければならない。

(関係書類の管理保管等)

第15条 申請者は、補助事業に係る収入と支出の関係を明らかにした帳簿を備え、収支の事実に係る証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都板橋区補助金交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるところによる。

付 則

1 この要綱は、平成16年11月5日から施行する。

2 本補助事業は、経費の全額につき東京都の補助金を財源としているため、東京都の補助要綱の改正により、本補助事業に対する東京都から区への補助率が10/10を下回ることとなった時に、この要綱を廃止する。

付 則

この一部改正は、平成19年7月20日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成21年6月24日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月 1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成26年7月 1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 3年4月 1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(あて先) 板橋区長

所在地  
法人名  
代表者

板橋区認知症高齢者グループホーム第三者評価受審費補助金交付申請書

標記の件について、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 評価機関見積書 (写し)
- (4) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書 (控) の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し (いずれも直近のもの)

様式第2号

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区認知症高齢者グループホーム第三者評価受審費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった板橋区認知症高齢者グループホーム第三者評価受審費補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号

年 月 日

(あて先) 板橋区長

所在地  
法人名  
代表者

板橋区認知症高齢者グループホーム第三者評価受審費補助金実績報告書

標記の件について、下記のとおり実績報告をします。

記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 評価機関領収書 (写し)
- (4) 福祉サービス第三者評価結果報告書

様式第4号

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区認知症高齢者グループホーム第三者評価受審費補助金額確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった板橋区認知症高齢者グループホーム第三者評価受審費補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第5号

年 月 日

(あて先) 板 橋 区 長

所在地

法人名

代表者

板橋区認知症高齢者グループホーム第三者評価受審費補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定のあった、板橋区認知症高齢者グループホーム  
第三者評価受審費補助金について、下記のとおり交付請求します。

記

1 交付請求額 金 \_\_\_\_\_ 円